学修成果の評価および卒業の認定に関する基準

【専門学校 健祥会学園　学則　※抜粋】

（科目の認定）

第28条　科目の単位認定は、出席状況・試験・論文・報告書・発表・作品その他を総合して行う。

2　学外実習を除く各科目の出席時間数が所定の時間数の３分の２に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない。

3　介護福祉学科は、学外実習の出席時間数が所定の時間数の５分の４に満たない者については当該科目の履修の認定をしない。その他の学科は、学外実習の出席時間数が所定の時間数に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない。

4　他校における授業科目の履修等については、教育上有益と認めるときは、学生が行った他の専修学校の専門課程における授業科目の履修、大学または短期大学における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。ただし、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、当該専門課程の修了に必要な総授業時数の２分の１を超えないものとする。

5　試験は、定期試験、卒業試験、追試験・再試験とする。

6　成績の評価は、合格（秀・優・良・可）、不可の評語で表し、合格をもって当該科目の単位を認定する。

7　試験の実施方法及び科目履修認定の取り扱いについては別に定める。

（卒業認定）

第29条　校長は、当該学年の全開講科目が認定された者を進級させ、第８条に定める全科目の単位を修得し、かつ卒業試験に合格した者に対し、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

2　介護福祉学科の卒業者は、社会福祉士及び介護福祉士法第 40 条による規定に基づき介護福祉士国家試験の受験資格を取得できる。

3　保育学科の卒業者は、児童福祉法第18条の六第１号の規定に基づき保育士を取得できる。

4　理学療法学科の卒業者は、理学療法士及び作業療法士法第11条第１号の規定に基づき理学療法士国家試験の受験資格を取得できる。

5　作業療法学科の卒業者は、理学療法士及び作業療法士法第12条第１号の規定に基づき作業療法士国家試験の受験資格を取得できる。

【専門学校　健祥会学園　履修認定及び卒業試験に関する基準　※抜粋】

（試験）

第３条　定期試験は、原則として前期と後期の年２回実施する。卒業試験は、最終学年に実施する。

2　学則第28条に定める出席時間数を満たしていない者はその科目の定期試験を受験することができない。

3　授業料等を期日までに納入していない者は、定期試験を受験することができない。

4　やむを得ない理由（診断書等の証明書を提出すること）のため定期試験を受けられなかった者で、願い出により認められた者は追試験を受けることができる。ただし、追試験の成績評価の上限を優とする。また、追試験の再試験は行わない。

5　定期試験において、成績評価が不可となった科目について、願い出により認められた者は再試験を受けることができる。再試験の成績評価の上限は可とする。

6　各期において再試験の成績評価で不可が２科目以下の者については、願い出により認められた場合は、一度再々試験を受けることができる。再々試験の成績評価の上限は可とする。

7　定期試験中、不正行為があった場合は、当学期全ての科目は不可となり、次年度以降に再履修しなければならない。

8　卒業試験の成績評価が不可となった場合、願い出により認められた者は再試験を受けることができる。

9　卒業試験の再試験で成績評価が不可となった場合、次年度以降に改めて卒業試験を受けなければならない。

10　卒業試験中、不正行為があった場合は不可となり、次年度以降に改めて卒業試験を受験しなければならない。

（成績評価）

第４条　各科目の成績評価は、シラバスに明記された方法で行う。

第５条　成績評価は、学期を単位とし５段階で表示する。換算する基準は次表によるものとする。

２　履修科目により成績評価を合格、不可と表示する場合がある。

評　価	100 点法による評定	評　価
秀	100 点 ～ 90 点	合　格
優	89 点 ～ 80 点	
良	79 点 ～ 70 点	
可	69 点 ～ 60 点	
不　可	59 点 ～　0 点	不　可

（履修科目の認定）

第６条　各科目の認定は年２回（前期末及び後期末）を原則とする。

２　各科目の認定は、その学習成果がその教科の目標からみて満足できると認められる場合（評価が「不可」以外の科目）に、校長が認定する。

（進級）

第７条　学年末で該当学年の全ての開講科目が認定された場合のみ進級することができる。

（再履修）

第８条　前期末、後期末において、当該学年の履修すべき科目のうち不認定科目がある場合は留年とし不認定科目について次年度以降に再履修しなければならない。

（学外実習）

第９条　成績評価の基準は各学外実習の目標到達度による。成績評価は各授業科目の評価と同様とする。

不認定評価の場合[a)]、もしくは開講期間内に追実習を履行することができない場合、留年とし、次年度以降に再履修とする。

a）不認定評価：１）正当な理由がなく欠席し、各実習の出席時間数が所定の時間数に満たない場合

２）実習指導者及び学科専任教員が、実習継続が困難あるいは不適当と認めた場合

３）その他、校長が実習の継続が困難あるいは不適当と認めた場合

【客観的指標】

成績は、授業科目毎に 100 点満点で評価する。前期末、後期末において、学科・学年毎に一覧表を作成し、各科目の平均点、各個人の全科目の合計点での平均を算出し、相対順位を算出する。指標の数値は、下表のとおりとする。

～49 点	50～59 点	60～69 点	70～79 点	80～89 点	90～100 点